

別紙

仕 様 書

- 1 業務名
光市営バス運行業務
- 2 運行形態
光市営バス運行事業に関する条例に基づく自家用有償旅客運送
- 3 業務期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成19年光市条例第18号)第2条の規定による長期継続契約)
- 4 運行路線、時刻及び運行日
別紙「路線及び時刻表」及び「路線図」のとおりとし、運行日は、毎日とする。ただし、12月29日から1月3日の期間は、1便及び6便を運休とする。
なお、光市は、必要に応じて路線及び時刻表を変更することができる。
- 5 予約制運行区間の予約方法
予約受付は、運行時刻の30分前までとする。
- 6 運行車両等
 - (1) 運行車両は、光市が所有する定員14人乗り又は定員25人乗りの車両を使用する。
 - (2) 運行に必要な燃料は、受託者が光市内の給油所で給油することとし、要した費用を光市が支払うものとする。
 - (3) 運行車両の車検等整備点検・修繕については光市が対応するが、運行前に光市が指定する点検項目に従い、車両点検を行うこと。
 - (4) 受託者の責に帰する事由により生じた費用負担については、市と受託者の協議の上、その都度定めるものとする。
 - (5) 運行車両は、常に良好な状態であるよう清掃を行うこと。
 - (6) 受託者は、運行車両の不良又は利用者が乗車定員を超える等の理由により本業務によって輸送すべき利用者を輸送できない場合は、別に定める追加便又はその他の方法により輸送すること。

7 使用料等

- (1) 受託者は、使用者から使用料を徴収し、光市の指示に従い市会計に入金すること。
- (2) 受託者は、あらかじめ市から受領した回数乗車券を管理し販売することとする。当該販売収入は使用料と同様に市会計に入金すること。

8 業務報告等

- (1) 受託者は、運転者について、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項に規定する資格等及び中型自動車運転免許を有することを証するものの写しを、契約の日までに光市に提出すること。
- (2) 受託者は、運転者に対し、別に定める乗務記録を作成させ、利用状況報告書として月ごとにまとめ、翌月10日までに乗務記録の写しと併せて光市に提出すること。
- (3) 利用状況報告書は、紙媒体又は電子データ（エクセルファイル）とし、別途定める様式で提出すること。
- (4) 追加便が発生した場合は、受託者は、別に定める追加便等報告書により月ごとにまとめ、翌日10日までに利用状況報告書と併せて紙媒体又は電子データ（エクセルファイル）で光市に提出すること。
- (5) 毎月の報告以外に、光市が乗務記録等の提出を求めた場合は、受託者は、遅滞なく提出すること。
- (6) 受託者は、作成した乗務記録等を1年間保管すること。

9 委託料

委託料は、人件費、業務に必要な諸経費、消費税及び地方消費税を含むものとする。

10 委託料の支払

- (1) 光市は、委託料の支払について、受託者の適正な請求書の提出があったから30日以内に、受託者に支払うものとする。
- (2) 支払は、毎月末締め of 委託料を翌月請求により支払う。支払額は、落札金額（年額委託料）の1箇月分に相当する額とし、1円未満の端数が生じた場合は、契約期間の各年度の初回支払時に端数調整するものとし、2回目以降の支払は1円未満の端数を切り捨てた額を支払う。
- (3) 追加便が発生した場合の委託料は、使用者の輸送に要した車両の輸送距離に応じたタクシー運賃の実費に相当する額を基準に、光市と受託者で別途協議により定める。

1 1 業務執行体制

(1) 運行管理の責任者

受託者は、運転手とは別に、道路運送法施行規則第51条の17第2項に規定する要件を備える運行管理の責任者を配置し、次に掲げる業務を行うこと。

ア 道路運送法施行規則第51条の16第1項に該当する者、かつ、中型自動車免許を保持している者以外の者に運転させないこと。

イ 運行開始前に、運転者に対し対面により、疾病、疲労、酒気帯び、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認及び、運行後も対面による酒気帯びの有無の確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。

ウ 国家公安委員会が定めるアルコール検知器を常時有効に保持し、イの酒気帯びの有無の確認を行うこと。

(2) 整備管理の責任者

受託者は、車両の点検及び整備に関する知識や技術を有する整備管理の責任者を配置し、適切に点検及び整備を実施すること。

1 2 運行に関する注意義務等

(1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路法（昭和27年法律第180号）及びその他関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、利用者等に対して常に親切で責任ある接客に努め、苦情についても誠心誠意対応すること。

(3) 受託者は、運転者を監督するとともに安全運行の励行に必要な指導等を行うこと。

1 3 緊急時の対応

(1) 受託者は、天災等の受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部の運行を中止する場合は、その事由を光市に伝え、予約者があった場合には、その旨を連絡するものとする。

(2) 受託者は、不慮の事故等により本業務の遂行に障害が発生した場合には、その事由を光市に伝え、代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。

(3) 受託者は、業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。

1 4 その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に明示されていない事項及び内容に疑義が生じた場合の取扱いは、光市と受託者が協議して定めるものとする。